

和広第 183 号  
平成 23 年 12 月 16 日

施術師 各位

和歌山県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 中村 慎



はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費  
支給申請における施術料・往療料の適正請求について

施術料（一部）・往療料の療養費支給申請については間違いが多く見受けられ、療養費の過誤調整が多数発生しておりますので、保険者としてその注意点を下記のとおり通知いたします。

療養費の支給等に係る主な留意事項及び保険請求に疑義がある場合の調査並びに療養費代理受領の取扱いについて、厚生労働省通知による療養費の支給基準を充分ご理解の上、下記の留意事項についてもご確認いただき、適正な保険請求にご協力下さい。

#### 記

I. 療養費の支給申請にあたって、特に留意して頂きたい事項は次のとおりです。

##### 1 施術料について

###### (1) 保険医療機関に入院中の患者への施術について

- ①当該保険医療機関に往療した場合
- ②患者が施術所に出向いてきた場合

いずれも療養費の支給は認められません。

保険医療機関からのレセプト請求で入院中の患者への施術が判明することがありますので、患家への確認及び施術所内への掲示（例：「入院中の患者は申し出て下さい。」）などに努めて下さい。

###### (2) 片道 16 km を超える場合の往療について

往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は、往療料はもとより、その他の施術についての療養費の支給も認められません。

###### (3) 医師の同意が得られていない施術について

医師照会等を行った結果、実際に医師の同意が得られていないと判明した場合は、療養費の支給は認められません。

なお、患者に代わって施術師が医師に対して再同意を依頼し、医師か

ら口頭、返信葉書、FAX等による返答がない場合には、再同意を得ていないものとなりますので、療養費の支給は認められません。

## 2 往療料について

- (1) 往療料支給条件の1つである「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等」について

「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等」は、往療料が算定されるために必要な条件を示しているもので、患者が何が原因で、どのような理由のあるときに、施術所に通所できないかを想定して例示したものです。

公共交通機関等を利用して患者一人で外出可能であり、施術所への通所が可能と認められる場合には、当然、往療料を算定出来ません。

- (2) 往療料支給条件の1つである「患家の求めに応じて」について

「患家の求め」とは、居宅又は介護老人福祉施設等（入所施設に限る。）の施設に入所している患者本人又は患者の家族（患者本人が正常な判断能力を有しない場合に限る。）からの依頼のことです。当該施設管理者等が患者本人又はその家族の同意なしに施術師に施術を依頼しても、「患家の求め」には該当しません。

- (3) 「往療料は、治療上真に必要ながあると認められる場合に支給できるものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと。」について

「治療上真に必要ながあると認められる場合」とは、施術所まで赴くことが面倒である等、単に患者の希望のみである場合等、自己都合による場合までも広く認める趣旨ではなく、負傷や疾病を原因とする場合だけに限定することを意味しています。

往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とする患者からの要請により要請のあった日に施術を行う必要があると認められる場合に、算定できるものです。

これによらず、あらかじめ、患者と施術師が曜日・日時などを決め、施術師が患家に赴いて施術を行った場合には、「定期的若しくは計画的」に該当し、往療料を算定できません。

なお、「要請のあった日」とは、原則として要請があった当日のことであり、患者から「毎週月曜日に来て欲しい」「来週の火曜日に来て欲しい」などの希望により施術に赴いた場合には算定できません。

- (4) 「同一家屋内（介護老人福祉施設等の施設を含む。）で複数の患者が施術を受けた場合の往療料は、別々に支給できないこと。」について

①「同一家屋内（介護老人福祉施設等の施設を含む。）」とは、同一の患家又は有料老人ホーム（マンション形式を除く）等であって、その

形態から当該ホーム全体を同一の患家とみなすことが適当であるものです。具体的には次の施設を含みます。

\*特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設等の共同入所型施設

- ②同一家屋内に複数の患者がおり、1つの施術所から複数の施術師が「定期的若しくは計画的」ではなく患家の求めに応じて施術に赴いた場合でも、原則として往療料は施術に赴いた施術師のうち1人にしか支給できません。ただし、複数の施術師を必要とするやむを得ない理由が認められる場合には、複数の施術師に往療料を支給することができます。

(5) 老人デイサービスセンター等の通所施設への往療について

患家とは、居宅又は介護老人福祉施設等の入所施設に限ります。通所介護を行っている施設は患家に含まれません。

患者がサービスを受けている老人デイサービスセンターに赴いて施術した場合、歩行困難等、やむを得ない理由により通所して治療を受けることが困難であり、かつ、デイサービス先でなければ施術を受けられないといった特段の事情がある場合には、療養費を支給できます。

しかし、このような特段の事情がない場合には、患家に該当しないので、往療料はもとより、その他の施術も含めた療養費を支給できません。

なお、特段の事情がある場合であっても、介護保険から通所介護費が支給されているデイサービス時間内に、デイサービスに含まれていないサービスの提供を求めることは、介護保険で不適切なこととされています。患者の不適切な求めによる施術について療養費を支給することは認められません。

老人デイサービスセンターに赴いて施術を行う場合には、特段の事情がない方には、全額自費となる旨を説明してください。また、特段の事情がある方でもデイサービス時間内での施術を求める方には、デイサービス終了後の施術でなければ全額自費となる旨を、丁寧に説明してください。

(6) 往療料の算定要件を満たさない場合における施術料の算定について

往療料の算定要件を満たさない場合であっても、その施術が治療上必要であるとき（片道16kmを超えてその往療を必要とする絶対的な理由があると認められないときを除く）は、その施術料の算定は可能です。

3 療養費が全額不支給となる場合について

「保険医療機関に入院中の患者への施術」、「片道が16kmを超える場合の往療」、「医師の同意が得られていない施術」、「老人デイサービスセンター等への往療」等、療養費が全額不支給となる場合には、施術所にその

旨を通知し、すでに施術所が療養費を代理受領している場合には、施術所からその返還を求めます。

なお、被保険者又はその家族に対する不支給決定通知には、療養費支給申請書(写)を添付し、「この場合は療養費を支給することができないので、全額自費となること。」及び「施術所に全額不支給とすることを通知したので、すでに支払った一部負担金を除いた額(未払い分)について、今後、施術所から請求があれば応じられたいこと。」を併せて通知します。

#### 4 療養費支給申請書の摘要欄への記載について

療養費支給申請書により全ての施術場所が「往療料の起点」から直線距離で16km以内にあることを確認します。

「往療料の起点」とは、保健所に開設の届けを行っている施術所にあつてはその所在地、専ら出張のみによってその業務に従事することとして保健所に届けを行っている施術師にあつては届け出た住所地となります。

このため、施術証明欄の施術師の住所及び電話番号には、「往療料の起点」を記載するものとした上で、1名の患者に複数の施術師が交代で施術を行った場合には、施術証明欄に記載した施術師以外の施術師の氏名を、摘要欄に記載すること。

また、被保険者証に記載されている被保険者住所と異なる場所に赴いて施術を行った場合には、施術場所の住所又は施設名を、摘要欄に記載すること。

なお、2戸以上の患者に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第2位以降の患者に対する往療距離の計算は、施術所の所在地又は届け出た住所地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とするものとされているところであるが、先順位の患者から次順位の患者への距離が施術所の所在地又は届け出た住所地から次順位の患者への距離に比べ遠距離になる場合は、施術所の所在地又は届け出た住所地からの距離により算定することとなります。

このため、2戸以上の患者に対して引き続き往療を行った場合は、往療料の起点となる先順位の患者の所在地か、施術所又は届け出た住所地のいずれか近い方を、摘要欄に記載すること。

#### 5 施術録の施術経過所見欄への記載について

施術録により「いつ、どこで、誰が、どのような施術を行っているか」を確認します。

このため、被保険者証に記載されている被保険者住所と異なる場所に赴いて施術を行った場合には、その年月日と施術場所の住所又は施設名を、施術経過所見欄に記載してください。

また、1名の患者に複数の施術師が交代で施術を行った場合には、その年月日と施術師の氏名を、施術経過所見欄に記載してください。

なお、療養費支給申請書と施術録を作成するために必要な補助簿として、施術者毎の施術日報を整備してください。施術録の施術経過所見欄には十分な場所がありませんので、施術日報には、施術を行った患者順に、いつ(何時頃から、午前・午後等)、どこで(施術所又は患家等)、誰に(患者氏名)施術を行ったか、施術経過所見(新たな症状や症状の変化)を記載してください。

施術者単位又は患者単位の往療の実績が分かる往療記録簿についても、その整備に努めてください。

## 6 一部負担金について

一部負担金の支払は、医療保険各法に基づく被保険者の義務であり、後期高齢者医療制度の被保険者については、一部負担金を全額負担しているものとして高額療養費及び高額介護合算療養費を算定し、支給していることから、一部負担金を適正に徴収してください。

## 7 一部負担金徴収簿等の作成について

一部負担金を適正に徴収するために必要な補助簿として一部負担金徴収簿を整備してください。ただし、療養費支給申請書と施術録を作成するために必要な補助簿として施術師毎の施術日報を整備している場合には、当該施術日報に一部負担金及び未払金を記載すれば、新たに一部負担金徴収簿の作成は不要です。

調査の過程で施術所が一部負担金を適正に徴収していないことが明らかとなった場合には被保険者に通知するだけでなく、未払金の原因が被保険者にある場合には、保険者から被保険者に対して未払金を支払うよう指導を行う必要がありますので、保険者からの事務照会に対応できるよう、患者単位の未払金管理簿についても、その整備に努めてください。

II. 保険請求に疑義があり患家に対する調査の必要があると認める場合には、次のとおり患家等に対して聞き取り調査等を行い、その結果に基づき必要な事務改善等の要請を行うとともに、不正又は不適正な保険請求については療養費を返還していただくほか、療養費代理受領の取扱いを中止することもあります。

### 1 保険請求に疑義がある場合の調査について

(1) 患家等に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第六十条、第六十一条及び第百三十七条の規定に基づき、施術状況等の調査を行います。

- (2) 施術所に対して、施術録、施術日報、一部負担金徴収簿等の閲覧や提出等による調査への任意協力を求めます。
- (3) 施術所の任意協力を得られない場合は、和歌山県に協力を求め、共同調査を行います。
- (4) 施術所に対する調査にあたり、当該施術師が県内のはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師で構成する社団法人の会員である場合には、原則として当該社団法人に対して立会等の調査協力を求めます。
- (5) 調査の過程で施術所が一部負担金を適正に徴収していないことが明らかとなった場合には、調査と並行して、療養費支給申請書（写）を添付した文書により、「施術所が過去に請求していなかった一部負担金（未払い額）についても、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支払義務があり、今後、施術所から未払い額について請求があれば応じられたいこと。」及び「高額療養費又は高額介護合算療養費の支給額が適正であるか等を確認するために領収書（写）の提出を求めることがあるので、施術を受けた日は領収書の交付を求めること。」を患家に教示することがあります。
- (6) 他の保険者での不正又は不適正な保険請求が明らかとなった場合には、当該施術所の全患者に対して療養費支給申請書（写）を添付した文書により調査を行います。

## 2 調査結果に基づく改善等の要請について

- (1) 施術所の開設者又は勤務する施術師において、療養費代理受領に不適正な事実が認められた場合には、その事実を通知し、事務改善を求める必要がある場合には、改善誓約書の提出を求めます。
- (2) 施術所に対する事務改善等の要請にあたり、原則として、当該施術師が県内のはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師で構成する社団法人の会員である場合には、当該社団法人に対して改善等の指導協力を求めます。
- (3) 過失により誤って不適正な療養費の請求を行った施術師に対しては、原則として、過去1年間遡及して自主点検を行い返還すべき療養費の額（返還金）を確定し、返納期限を定めてすみやかな返還を求めます。

## 3 療養費代理受領の取扱いの中止について

- (1) 施術所の開設者又は勤務する施術師において、療養費代理受領に不正又は著しく不適正な事実が認められた場合には、次の基準により療養費代理受領の取扱いを中止します。
  - ①故意又は重大な過失により不正又は著しく不適正な療養費の請求を行ったもの。
  - ②一部負担金の不適正な取扱いをしばしば行ったもの。

(2) 故意又は重大な過失の認定にあたっては、施術師に施術録等の作成管理や療養費の請求事務を自身で行うことが困難である等の特別の事情がある場合には、施術所の開設者又は開設者が雇用したその他の従業員による療養費の請求関連事務への関与を十分に調査のうえ、認定を行うものとします。

(3) 療養費代理受領の取扱いの中止対象者

① 施術所に勤務する施術師（不正又は不適正な療養費支給申請書の施術証明書欄に記載している施術師に限るものではなく、被保険者に施術を行った施術師全員が対象となります。）

② 施術所の開設者（療養費の振込や従業員の給与支払等、施術所の運営状況に基づいて確認できる実質的な開設者を含むものとします。）

③ 不正又は不適正な療養費支給申請書の作成に関与した事務責任者などその他の従業員

(4) 療養費代理受領の取扱いの中止期間及びその内容

療養費代理受領の取扱いの中止期間は5年間とします。原則として取扱いの中止決定後5年を経過しない間は、次の取扱いを行います。

① 取扱いの中止を受けた者が開設する施術所に係る療養費支給申請書は、返戻します。

② 取扱いの中止を受けた施術師が勤務する施術所に係る療養費支給申請書は、返戻します。

ただし、必要に応じて当該施術所の施術録等を調査の上、その結果をふまえて、取扱いの中止を受けた施術師以外の施術師が施術した療養費支給申請書の再提出は受理します。

③ 取扱いの中止を受けた事務責任者などその他の従業員が勤務する施術所については、必要に応じて、当該施術所の施術状況や当該施術所で施術を受けた被保険者に療養費支給申請書（写）を添付した文書により調査を行います。

(5) 療養費代理受領の取扱いの中止後の措置

不正又は不適正な療養費の請求を行った施術所の開設者又は施術師に対して、原則として過去5年間遡及して返還すべき療養費の額（返還金）を確定し、返納期限を定めて速やかな返還を求めます。

返還に際しては、公正証書による損害賠償債務弁済契約書を作成し、作成に係る手数料・印紙代等の費用についても負担していただきます。

また、取扱いの中止後5年を経過した後であっても、返還金を完納できていない場合には、完納するまで取扱いの中止を継続するものとします。

(6) 医療保険者への通知

都道府県後期高齢者医療広域連合及び県内市町村に対して、療養費代理受領の取扱いの中止を行ったことを通知します。

また、県に対して報告し、県から都道府県国民健康保険担当課及び県内市町村国保、和歌山県医師国民健康保険組合、和歌山県歯科医師国民健康保険組合、紀和薬剤師国民健康保険組合、和歌山県市町村職員共済組合、警察共済組合和歌山県支部、公立学校共済和歌山県支部、地方職員共済組合和歌山県支部、全国健康保険協会和歌山支部に対して、療養費代理受領の取扱いの中止を行ったことを通知するよう要請します。

(7) 事実の公表

故意又は重大な過失により不正又は著しく不適正な療養費の請求を行ったものについては、返還金の確定状況等を踏まえて、原則として和歌山県後期高齢者医療広域連合ホームページ等で公表を行います。

根拠文書

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付け保医発第1001002号、平成17年3月30日付け保医発第0330001号、平成20年5月26日付け保医発第0526002号、平成22年5月24日付け保医発0524第4号)別添2マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等第4章施術料、第5章往療料、第7章支給事務手続き〔「療養費の支給基準」(発行所：社会保険研究所、平成22年度版、P226～229)〕

和歌山県後期高齢者医療広域連合  
業務課 療養費適正化特別対策班  
和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館9階  
TEL:073-428-6688 FAX:073-428-6677



補足事項

通知文中における「県内のはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師で構成する社団法人」とは、下記のとおりです。

社団法人和歌山県鍼灸マッサージ師会

住所：和歌山市黒田97-14

電話：073-475-7771

社団法人和歌山県鍼灸師会

住所：有田郡有田川町明王寺338-8 フジビル1号

電話：0737-53-1101

社団法人全和歌山県鍼灸マッサージ師会

住所：和歌山市三番丁8 市川ビル2F

電話：073-425-1451